

<記載例>

(記載例の解説及び注意事項等は、6ページ以下を御覧ください。)

* この記載例は、土地又は建物を売買により取得した場合のものです。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 令和7年7月1日売買(注1)

権利者 ○○市○○町二丁目12番地(住民票コード12345678901)(注2)
法務太郎(注3)

氏名ふりがな	ほうむ たろう
生年月日	昭和45年6月7日
メールアドレス	abcdefg123@example.com

義務者 ○○郡○○町○○34番地
甲野花子(注4)

添付情報

登記識別情報(又は登記済証)(注5) 登記原因証明情報(注6)

代理権限証明情報(注7) 印鑑証明書(注8) 住所証明情報(注9)

登記識別情報(又は登記済証)を提供することができない理由(注10)

☐ 不通知 ☐ 失効 ☐ 失念 ☐ 管理支障 ☐ 取引円滑障害 ☐ その他()

☐ 登記識別情報の通知を希望しません。(注11)

令和7年7月1日申請 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

申請人兼義務者代理人 ○○市○○町二丁目12番地
法務太郎 印(注12)

連絡先の電話番号 00-0000-0000(注13)

課税価格 土地 金5,125,000円(注14)
建物 金3,246,000円

登録免許税 土地 金76,800円(租税特別措置法72条)
建物 金64,900円
合計 金141,700円(注15)

不動産の表示(注16)

不動産番号 1234567890123(注17)

所在地 ○○市○○町一丁目

地番 23番

地目 宅地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所在地 ○○市○○町一丁目23番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

契印 (注 18)

売買契約書の例

収入印紙	売 買 契 約 書
------	-----------

売主甲野花子（以下「甲」という。）、買主法務太郎（以下「乙」という。）間において、次のとおり不動産の売買契約を締結した。

- 一 甲は、その所有に係る後記記載の不動産を代金何円をもって乙に売り渡す。
- 二 乙は、本契約締結後、3日以内に売買代金を甲に支払う。
- 三 後記記載の不動産の所有権は、乙が売買代金を支払い、甲がこれを受領した時に移転する。
- 四 本契約による所有権の移転の登記の手続は、売買代金支払後、直ちに作る。
- 五 【その他の契約事項を記載する。】

本契約を証するため、この証書2通を作成して当事者において署名捺印し、各自その一通を保存するものとする。

令和7年6月30日

〇〇郡〇〇町〇〇34番地

売 主 甲 野 花 子 印

〇〇市〇〇町二丁目12番地

買 主 法 務 太 郎 印

記

不動産

所 在 地 地 地	〇〇市〇〇町一丁目 23番 宅地 123・45平方メートル
-----------	--

所 在 地	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床 面 積	1階 43・00平方メートル 2階 21・34平方メートル

* 別紙目録として、登記申請書の「不動産の表示」欄と同じ事項を記載した書面を添付して、両者の印で契印します。

* 登記の申請の例は、令和7年7月1日に、乙が売買代金を支払い、甲が受領したものとしています。この場合には、上記登記申請書の（注6）のとおり、売買契約書のほか、売買代金の領収証、売主が作成した代金を受領した証明書又はこれらに準ずる売主の証明書を添付する必要があります。

登記原因証明情報の例

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 法 務 太 郎
義務者(乙) 甲 野 花 子

(2) 不動産の表示

所在地目地積

〇〇市〇〇町一丁目
23番
宅地
123.45平方メートル

所 在	〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地
家 屋 番 号	2 3 番
種 類	居 宅
構 造	木造かわらぶき 2 階建
床 面 積	1 階 4 3 . 0 0 平方メートル 2 階 2 1 . 3 4 平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (１) 甲と乙は、令和７年６月３０日、上記不動産の表示に記載した不動産の売買契約を締結した。
- (２) 売買契約には、所有権の移転の時期について、甲が売買代金を支払い、乙がこれを受領した時に所有権が移転する旨の特約が付されている。
- (３) 令和７年７月１日、甲は売買代金を支払い、乙はこれを受領した。
- (４) よって、上記不動産の表示に記載した不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 7 年 7 月 1 日 ○○法務局○○出張所

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(買主) 住所 ○○市○○町二丁目 1 2 番地
甲 法 務 太 郎 印

(売主) 住所 ○○郡○○町○○ 3 4 番地
乙 甲 野 花 子 印

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

委任状の例（売主（義務者）が登記の申請を買主（権利者）に委任した場合）

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目 1 2 番地 法務太郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記 1 から 4 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和 7 年 7 月 1 日

〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地

甲 野 花 子 実印

記

登記の目的 所有権移転

原 因 令和 7 年 7 月 1 日売買

権 利 者 〇〇市〇〇町二丁目 1 2 番地 法務太郎

義 務 者 〇〇郡〇〇町〇〇 3 4 番地 甲野花子

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
地 番 2 3 番
地 目 宅地
地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目 2 3 番地
家屋番号 2 3 番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
2 階 2 1 ・ 3 4 平方メートル

* 委任者の印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押してください。

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞

- (注 1) 売買契約が成立した日（所有権の移転時期の留保の特約がある場合は、その特約の条件が成就した日）を記載します。
- (注 2) 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 13 号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- (注 3) 買主の住所及び氏名又は名称を記載します。この記載は、住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）の記載と一致している必要があります。
なお、この記載は、買主が売主の申請代理人となった場合についてのものです。売主と買主が申請人となる場合には、売主（義務者）の氏名（法人の場合は代表者の氏名）の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）を、買主（権利者）の氏名（法人の場合は代表者の氏名）の末尾に認印をそれぞれ押してください。
また、買主の氏名ふりがな、生年月日及びメールアドレスも記載してください（住所が海外の方や法人については記載不要です。）。メールアドレスは、御本人のみが利用しているものを記載してください。
※ 令和 8 年 4 月から氏名・住所の変更登記が義務化されることに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））
なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続完了メールが送信されます（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。

外国人の方については、「ジョン・スミス（JOHN SMITH）」のように、括弧書きでローマ字氏名を併記してください。上記の氏名ふりがなの記載は不要です。
また、住所が海外の場合、国内における連絡先となる者の氏名・住所等も記載してください。
法人については、会社法人等番号（会社法人等番号を有しない場合、内国法人については設立根拠法を、外国法人については設立準拠法）も記載してください。
（詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00589.html））
- (注 4) 売主の住所及び氏名又は名称を記載します。この記載は、登記記録（登記事項証明書）に記録されている内容と一致している必要があります。一致していない場合には、事前に売主の住所及び氏名又は名称を現在のものに変更する登記（登記名義人の住所の変更の登記等）が必要となります。
なお、この記載は、売主が登記の申請を買主に委任した場合についてのものです。売主と買主が申請人となる場合には、売主（義務者）の氏名（法人の場合は代表者の氏名）の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）を、買主（権利者）の氏名（法人の場合は代表者の氏名）の末尾に認印をそれぞれ押してください。

- (注 5) 売主の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れ、封をして提出します。この封筒には、売主の氏名又は名称及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記する必要があります。）又は登記済証（権利証）の原本を提出します。なお、登記済証を提出した場合には、登記完了後返却されます。
- (注 6) 登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報をいいます。売買の場合は、契約の内容（当事者、対象物件などが分かるもの）を記載した売買契約書等（「代金の支払時に所有権が移転する」とする特約がある場合は、売買代金の領収証、売主が作成した代金を受領した証明書又はこれらに準ずる売主の証明書を含みます。）がこれに当たります。なお、契約書がない場合は、契約の内容を記載した書面を作成してください。これらの売買契約書の例又は契約の内容及びそれにより権利変動が生じたことのわかる内容等を記載した書面の作成の例については、売買契約書の例及び登記原因証明情報の例を御覧ください。
- (注 7) 登記の申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、委任状の例のとおりです。
- (注 8) 売主の印鑑証明書（個人の場合は市区町村長が発行したもの、法人の場合は登記所が発行したもの）です。3か月以内に作成されたものを添付します。
なお、申請時に登記所に印鑑を登録している法人の代表者が記名押印した者である場合において、会社法人等番号を申請情報の内容とする場合には、添付書類の表示として、「印鑑証明書（会社法人等番号〇〇〇〇ー〇〇ー〇〇〇〇〇〇）」と記載することで、当該法人の代表者の印鑑証明書の添付を省略することができます。
- (注 9) 買主の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注 2）は、提出する必要はありません。
なお、住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。
- (注 10) 売主が登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、その理由の□にチェックをします。
なお、登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、様式の添付情報欄には、「登記識別情報（又は登記済証）」を書かないでください。
- (注 11) 買主が登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
登記権利者が複数人いる場合は、登記権利者ごとに希望しない旨を申し出ることができます。
- (注 12) 売主から登記の申請の委任を受けた買主の住所、氏名又は名称を記載します。この記載は、権利者の住所、氏名又は名称（注 3）の記載と一致し

ている必要があります。氏名の末尾に認印を押してください。

- (注 13) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載してください。
- (注 14) 課税標準となる不動産の価額を記載します。課税価格、登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001467400.pdf>）」を参照してください。
なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。
- (注 15) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項（例えば、「租税特別措置法第 72 条」等）を記載します。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印することで差し支えありません。）。
- (注 16) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注 17) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注 18) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印することで差し支えありません。）。